

移住定住起業 チャレンジ支援 事業補助金制度

本市では、地域経済の活性化および移住・定住の促進を図るため、市内で新たに起業する場合に予算の範囲内において経費の一部を補助金として交付します。

受付期間

8月3日月～31日月

※申請時点では、掲載の内容が変更となる可能性があります。
※まずは産業振興課にご相談ください。

●問／産業振興課 商工係 ☎42-7450

申請について

(1) 申請資格(すべてに該当すること)

- 市内で新たに起業する方、または事業を引き継ぐ方※
※既に事業を営む方が、合併または買収により事業を引き継ぐ場合を除きます。
 - 資格が必要な職種についてはその資格を有する方、または起業までに取得の見込みがある方
 - 事業または営業にたずさわる方
 - 市内にお住まいの方または起業に伴って市外から移住する方
 - 嘉麻市商工会または嘉麻商工会議所の支援を受けて創業計画書を作成、または福岡県事業承継・引継ぎ支援センターの支援を受けて事業承継計画書を作成すること
 - 創業資金について、金融機関などの融資を受ける見込みがある、または自己資金の有無を確認できること
- ※以下に該当する場合は補助対象となりません。
- 市税などを滞納している場合
(生計を一にする同一世帯の方を含む)
 - 市内で店舗・事務所を移転する場合
 - 実店舗のない移動販売、仮設テントおよび仮設店舗による起業の場合
 - 社名または代表者変更のみによる起業の場合

- 暴力団員または暴力団員と密接な関係がある場合
- 風俗営業などの起業の場合
- その他市長が適切でないと判断する場合(下記参照)
- ①農業・林業
- ②金融業・保険業
(保険媒介代理業および保険サービス業を除く)
- ③医療・福祉の医療業のうち、病院、一般診療所および歯科診療所
- ④易断所、観相業、相場案内業
- ⑤競輪・競馬などの競走業、競技団
- ⑥芸妓業、芸妓幹旋業
- ⑦場外馬券売場、場外車券売場、競輪・競馬等予想業
- ⑧興信所 ⑨集金業、取立業 ⑩宗教
- ⑪政治・経済・文化団体

(2) 補助対象経費

- 店舗などの建築費、取得費および改修費
- 店舗、駐車場の賃借料(最高6か月分)
- 広告宣伝費(ホームページ作成費を含む)
- 起業に必要な設備費、備品購入費など
- その他市長が認めた起業に必要な経費

※本補助金の交付決定前に着工しているものについては対象となりません。

補助金額について

補助率	補助対象経費の1/2(最大250万円)	
基本限度額	100万円	
加算額	①移住加算	100万円
	②若者加算	20万円
	③地域指定加算	20万円
	④業種加算	10万円

- ①市外から転入後1年未満の方または実績報告提出日までに転入する方
- ②申請時点で年齢が45歳未満の方
- ③嘉穂地区、市内の商店街
- ④飲食業、工芸などの創作活動に関する事業、アウトドア関連小売業、嘉麻市の魅力を発信することができる事業(市内産品を利活用するなど)

補助金交付までの流れ

事前相談

まずは産業振興課にご相談ください

創業計画書作成の指導(必須)

商工会議所または商工会にて

申請書提出

申請者によるプレゼンテーション

審査

交付決定

事業着手

実績報告書提出

補助金交付